不当な経済上の利益の提供要請

(イ) 初回発注終了後の追加発注分の支給に備えた物品の保管

関連法規等に関する留意点

生地、原材料、その他必要な物品(以下、「物品」という)の所有者が親事業者である場合と下請事業者である場合のいずれの場合にしても、初回発注後の追加発注分の支給等に備えて親事業者が下請事業者に対し、物品の保管を要請することがある。

下請法の適用対象となる取引を行う場合には、親事業者が長期にわたり使用されない追加発注分の物品を下請事業者に無償で保管させることは、この物品が転用・転売不可能であり、双方の事前の取り決めがない場合には、下請法第4条第2項第3号の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、下請法違反になるおそれがある。

(想定例)

初回発注が終了した後、親事業者が、自己の一方的な都合で自己の大量の物品保管を下請事業者に無償で求めたため、下請事業者がその保管費用の負担を求めたところ、親事業者は「他社からはそのような相談はない」、「(発注内容に予めそのような取り決めがないにもかかわらず)製品価格に含まれている」などと言って、費用負担を認めなかった。

親事業者が、自己の一方的な都合で自己の大量の物品保管を下請事業者に無償で求めたため、下請事業者が初回発注終了から一定期間が経過した物品について破棄又は転用・転売の了解を求めたところ、親事業者は「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、 実質的に下請事業者に無償で物品を保管することを求め続けた。

望ましい取引慣行

物品の保管は、柔軟な生産体制の構築のためにメリットがある面もある。

親事業者は、物品の所有権が親事業者・下請事業者のいずれに帰属するかを契約上明確にした上で、必要に応じ、下請事業者と協議の上、物品の保管に必要なコストを負担し、製品製造終了から一定期間経過した物品は親事業者が引き取るか、費用を負担した上で下請事業者に破棄又は転用・転売させるような取り決めを、製品発

注時点で結ぶことが望ましい。

また、取り決めがない物品についても、下請事業者は、製品製造終了から一定期間が経過した物品について親事業者に引取り、破棄又は転用・転売を要請し、親事業者は物品の必要性を十分考慮した上で、引取り、破棄又は転用・転売、若しくは必要なコストを負担した上での継続保管要請を行うことが望ましい。

取引が多段階にわたる場合、サプライチェーンの川上に位置する下請事業者(縫製工場等)が直接の取引先である親事業者に物品の引取り、破棄又は転用・転売を要請しても、当該親事業者はさらにその先のサプライチェーンの川下に位置する親事業者(小売り等)から当該製品の製造終了の見通しに関する情報を得られないと、要請に応えて現状を変更することは一般に困難であることから、川下に位置する親事業者ほど、物品の必要性について十分な情報提供及び考慮が必要である。

具体的なベストプラクティス

<物品廃棄や転用・転売の基準を明確にし、適正にその費用を支払っている例> 一定期間使用していない物品は廃棄又は転用・転売の了解を得るという取り決めに なっており、委託企業の承認を得てからその費用を受領し、廃棄している。

<物品廃棄や転用・転売の手続を定めて運用している例>

物品廃棄や転用・転売については、ルール(製品生産打ち切り後□年の時点で、受注が過去□年間に□個の物品等)を明確にしており、取引先からそれらの基準をもとに物品の廃棄又は転用・転売申請書を提出してもらい検討している。

<物品廃棄や転用・転売のルールの周知状況を確認している例> 自社の物品廃棄や転用・転売のルールが取引先にどの程度周知されているかを調査 し、改めて取引先にそうしたルールの周知徹底を行っている。

<発注元主導で物品の廃棄又は転用・転売通知等を行っている例>

取引先からの申請を得て廃棄又は転用・転売する制度に加えて、物品の管理番号を 簡素化するとともに、発注側から「この物品を廃棄又は転用・転売してもよい」と の通知も行うこととした。 <契約を取り交わし、物品保管の期間及び数量を最小限にとどめ、保管費用の支払いを行っている例>

物品の所有権はすべて発注者にあり、量産終了後に物品保管に関する書面契約を結び親事業者が下請事業者に保管費用を支払い、下請事業者が物品を一定期間(2年間)保管している。契約期間終了後は、原則物品は廃棄又は転用・転売するが、親事業者が下請事業者に要請した場合には、再契約を行い同様に親事業者負担で下請事業者が物品を保管している。